

★ 老人福祉法施行細則の一部を改正する規則（規則第五十八号）（地域福祉課）

一 改正の要旨

老人福祉法施行規則の一部が改正され、事業等の開始及び変更における届出等の事項及び添付書類が見直されたことなどに伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和二年八月六日